

提言 共生社会への道標（2） ～「障害者」という言葉の呪縛を超えて～

はじめに

世の中本当に、便利になったのだろうか？

かつては最寄りの駅の窓口で「上野」と一声かければ、行先の切符が買えた時代であった。そして分からないことがあれば、改札にいる駅員さんに相談すれば、親切にいろいろ教えてくれた。安心して旅ができたものである。

今では、どうだろうか？ 最寄りの駅に着くと、まず、頭上に掲げられてある路線図を眺め、行く先を見つけ出して、その料金を調べる。そして、金額が分かると、券売機の所に行き、先ほど調べた金額を貨幣挿入口に入れ、その金額に相応するボタンを押す。これでやっと、切符を手に入れることができる。この手順を一つでも間違えたら大変なことで、高齢者の場合は、パニックになってしまうこともある。今は、手続きが面倒で、メカに弱い者にとってハンディキャップが増大したことになる。

Suica等の登場で、乗車券発券の手続きが簡略化されたのではないかという見解もあるが、トラブル発生時に相談できる駅員が身近にいない。ラッシュ時間以外には、ホームにも駅員の姿を見かけない駅すらある。これでは、トラブルの即時対応ができるはずがない。Suicaの登場で手続きは簡略化された反面、乗客と駅員の人間関係が非常に希薄になったような気がする。この人間関係の希薄さが、現在増えているカスタマーハラスメントの一因となっているのではないか？人間関係が濃密で親切な駅員さんには、カスタマーハラスメントは、しづらいものである。

機械文明の進歩が世の中を便利にしたことは事実である。しかし、新たなハンディキャップを持つ人を生み出したことも現実である。

1. ハンディキャップある人の視点に立てば

(1) 目に見える人の常識は、目に見えない人の非常識

野田市にある小学校の総合的な学習、単元「命の輝き」という授業の一場面である。

子どもたちは、命が輝いているところは、どこだろうかと、各グループに分かれて病院・保健所・高齢者施設・障害者施設・保育所・幼稚園・保健室・薬局等々訪問して、調べ学習をした。その結果をレポートにまとめ発表し合うという単元である。（訪問先は、子どもたちから出た意見の中から、グループ数に絞った場所である。）

その単元の中で、視覚に障害のある人をゲストティーチャーとして招き、学びあう授業があった。子どもたちは、財布や白杖、様々な商品に着いている点字など、目が見えないというハンディキャップに困らない創意工夫に感心していた。また、自分たちには、読むことが難しい点字を、素早く読んでしまうその読むスピードに「超能力」だと感動していた。

最後の質問コーナーの場面で、ある子が次のような質問をした。「点字ブロックは、なぜ

歩道を真ん中にあるのですか？」と、ゲストティーチャーの答えは、「私たちは、真ん中って、分かんないのね。ただ点字ブロックの所を歩いているだけよ。」であった。

この答えを聞いて、駅のホームのことを連想し、思わずゾッとなり、恐怖を感じた。視覚に障害のある人は、左右がわからず、そこは、線路のすぐ近くであるとも知らずに点字ブロックのある所を歩かせられていたのだと。駅のホームに設置されてある点字ブロックは、目に見える人のためにある単なるホームと線路の仕切りの線に過ぎないのではないかという疑問が湧いた。道理で、視覚に障害のある人の駅のホームでの事故が多発する訳だ。そのことに気づき、ゾットした訳である

「目に見える人の常識は、目に見えない人の非常識」、もう少しハンディキャップのある人の側の視点で状況の判断ができないものかと、考えさせられた授業であった。

(2) ハンディキャップは、相対的なもの

ご存じ塙保己一の有名なエピソード。～ある夏の宵、保己一が『源氏物語』を弟子に講義をしているときのことである。一陣の風が吹いてきて、ローソクの灯りが急に消えてしまった。弟子たちは、慌ててざわめき出し、「先生、待ってください。灯りが消えて本の字が読めません。」と口々に言い出した。保己一は、「やれやれ目明きとは、不自由なものだな。」と言った。～

この事例のように、ハンディキャップは、その人の持っている力と、環境との関係で逆転することがある。すなわち、ハンディキャップは、相対的なものであるといえる。

以上のように、ハンディキャップを「障害」の固定的な状態像と見るのではなく、「障害」は、ハンディキャップの起因と見て、それは、時の流れと共に流動していくもの、視点の置き方によって変化するもの、相対的なもの、可変的なものであるということを前提にして、本稿を書き進めていく。

2. 障害者という言葉のコモンセンス化

筆者が大学に入学し立ての頃、1967年の大学講座に「異常児心理学」というものが存在した。原語は、exceptional・child で、異常児と訳され、そのまま大学の講座名として堂々と使用されていた。現在では、差別用語と受け止められてもしかたない言葉であるが、当時は平然として使われていた。時代性を感じる言葉である。

同時期に、文部省（当時）は、義務教育に特殊学級の計画設置という施策を打ち出した。この計画と並行して、各都道府県に設置されている教員養成大学に、年次計画で、養護学校教員養成課程が設置されていった。これに伴い用語の標準化が急速に図られていった。その過程で「異常児心理学」という名称は、変更され、当時の翻訳語の最前線の用語「精神薄弱」が採用された。そして「精神薄弱児心理学」という講座になった。

しかし、1960年代後半から、「精神薄弱」を不快語・不適語として問題視するように

なった。その後、国際障害者年（1981年）を境に「発達障害」や「知的障害」の用語が多く用いられるようになっていった。

また、この時代（1960年代後半）は、政治的な流動期であり社会的な変革期であった。「障害者」という言葉も、この流動期・変革期を経てコモンセンス化した言葉である。

1960年代後半、学生を中心に始まった欧米諸国の反体制・意識改革運動は、世界各地に伝播し、日本においても、東大闘争、日大闘争を皮切りに、全国各地の大学に飛び火していった。これに安保条約改定反対闘争と絡み合い全国規模の市民運動となっていった。

「障害」のある人々も国民運動と共に障害者解放運動として関わっていくことになる。特に、身体障害者の団体「青い芝の会」の運動は、著名である。

1969年の東大安田講堂闘争を境に、全国規模の燃え盛る運動は、下火になっていた。1970年に日米安全保障条約が成立したということも大きな要因となっている。

学生運動が終息の方向に向かっても、この運動は、公害訴訟運動、三里塚闘争、基地闘争、部落解放運動、障害者解放運動として、地方に分散し、地域に根差し、継続されていった。これらの闘争の過程で、従来不具者、盲人、聾啞者、白痴等々と言われてきた言葉を改め、「障害」のある人々を象徴する新しい言葉として「障害者」という言葉が登場してきた。市民権運動・障害者解放運動を通して「障害者」という言葉がマスコミ関係でも多く取り上げるようになった。そのような状況を経て、「障害者」という言葉が一般に浸透していき、それが社会全般にコモンセンス化していった。

また、この時代は、反体制運動の時代であると同時に、意識改革運動の時代でもあった。「障害者」という言葉がコモンセンス化するに従い、「障害者」の対語として登場したのが「健常者」という言葉である。「健常者」の由来は、これも青い芝運動の中にあった。

学生運動の中でよく使われた自己否定という言葉がある。（自己否定＝既成の体制の中で造られてきた自己を否定して、真実に目覚めた新たな自己を創造すること）。青い芝運動の中の自己否定＝健全者幻想の否定（限りなく健全者に近づこうとする幻想）というものがあった。その運動のプロセスの中で健全者の言葉の自己否定的追求の結果、本当にそのような人は、存在するのだろうか？別の表現を考えた方が良い。そこで出てきたのが「日ごろ健康な常態の者」という意味で「健常者」という言葉である。それからは、関係者の間で「健常者」という表現を多く使うようになり、その表現がマスコミ関係者にも大いに受け入れられ、一般にも流布していったと思われる。

現在考えると、健全者から「健常者」と変わったときに、「障害者」という言葉を改めるべきだった。当時は、「障害者」という新しい言葉が登場したばかりであり、その方に心を奪われ、「健常者」の対語を見つけるという思いに全く至らなかった。反省している。

また、この障害者解放運動は、自己表現できるハンディキャップのある人達には、人権の獲得・市民権の獲得等に強力なインパクトがあり、かなりの前進があったように思われる。ただ残念なのは、無告の人達（知的障害、重複の障害のある人々等）の権利獲得までには、至らなかった。これがこの時代の水準であった。

3. 「障害者」という言葉の呪縛

1981年の国際障害者年ころは、「障害者」という言葉は、a person with disabilities と同義語として認知され、国際的にも通用する言葉であった。だが、いつの間にか呪いに縛られる言葉となってしまった。何故だろうか。「障害者」という言葉を吟味してみよう。

「障害」=正常な運営やスムーズな進行をさえぎりとどめるもの(新明解国語辞典、三省堂)これが「障害」に対する一般的な見解である。

(1) 要因の一つは、日本語の曖昧さ

日本では、「障害」には、因みに「障害者」「障害」「障害物」の三つの言葉がある。全く別の意味を持つ言葉である。その違いにかかわらず、同じ漢字が充てられている。この辺から探りを入れていこう。

① 言葉の混用・混乱

A. 「障害者」=障害のある人の全体像を表す言葉、障害者基本法、障害者計画、障害者雇用促進法等の障害者は、この「障害者」に該当する。

B. 「障害」 a=その人の個性を形成する一部分(特性・属性)を表す言葉、身体障害(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由)、知的障害、精神障害等は「障害」 aに該当する。ただし、身体障害は、その人の特性一部分を表している言葉として分かりやすいが、知的障害は、中枢神経系の「障害」のため、見た目は、分かりづらい。また、精神障害や発達障害は、その人の状態像を表す。形態を表す身体障害とは、別次元の表現である。

このように様々な範疇に属する言葉が「障害」という一言で括られている。このことも正しく「障害」を理解することの妨げとなっている。日本語の曖昧さである。

「障害」 b=正常な運営やスムーズな進行をさえぎりとどめるもの、神羅万象全ての障害。電波障害、通信障害、流通障害、天候障害、交渉の障害等々は、「障害」 bに該当する。

世の中には、「障害」 aがニュースになるより、「障害」 bに該当するニュースの方が圧倒的に多い。この結果、「障害」 bのイメージが「障害」 aのイメージを覆ってしまうことになる。このことが「障害者」を正しく理解することの大きな妨げとなっている。

C. 「障害物」=正常な運営やスムーズな進行をさえぎりとどめる物体・物質。障害物競走建築現場の障害物、流れの障害物等が「障害物」の言葉に該当する。これは、全く人間と関係のない言葉である。

上記のように現在は、人間を表す言葉も、人間の一部分(特性・属性)を表す言葉も、全く人間と関係のない物事や対象物を表す言葉も「障害」という同じ漢字で、しかも同じ次元の概念として使用されている。このような日本語の曖昧さが「障害者」に対する誤解や偏見、そして、差別を産む重大な要因となっていると考えられる。

その極端な事例が、2016年に相模原市で起きた津久井やまゆり園事件である。事件を起こした人は、上記にあるような日本語の曖昧さの中で育ち、「障害者」と「障害物」を区別できず、者と物を混同して、「障害者」を正常な運営やスムーズな進行をさえぎりとどめ

る物、すなわち、邪魔物として認識するようになり、旧優生保護法に思い至ったのであろう。人を人と見ないで物と考えなければ、あのような残虐非道な行為はできないはずである。日本語の言葉の曖昧さが生み出した悲劇と、人を人と見る心から乖離していく恐怖を感じる。

② 人心を惑わす訳語

合理的と配慮を組み合わせた日本的な迷訳「合理的配慮」によって引き起こされた様々な諸現象について、代表的な二つの事例を記述する。

A. 旧来型の福祉観を持っている人々の場合

その人たちは、社会福祉事業を未だに慈善事業と思い込んでいる。持てる人々（健常者）が持たざる人々（障害者）に理にかなった恩寵を施すことが合理的配慮と思い込んでいる。上から目線の配慮であり、やって上げるという思考や態度が未だに抜けきっていない。

B. インクルーシブ教育の影、支援教育の逆流現象

近年、学級経営がうまくいっていないという話をよく聞くようになった。うまくいかない原因を、担任自身の指導力や方法は、さて置いて、自分がコントロールできない子どもが混乱の種になっていると考え、問題児として扱うようになる。そのような子は、合理的配慮が必要な子と思われるので、専門家が見る特別支援教育を受けた方がよいという方向に話が進んでしまう。合理的配慮＝専門的配慮と混同している事例である。そのような経過を踏まえて、支援教育対象者の数が増大している一因となっている。

因みに、前述の子を排除しても、担任の指導内容・方法を改めない限り、第2・第3のコントロールできない子が現れてくるというケースを多く聞いている。

合理的配慮は「Rational accommodation」の訳語である。どこにも配慮という言葉はない。

配慮という言葉が、その言葉の曖昧さにより、理解の不足や、自己勝手解釈により、本来意図する方向と徐々にずれてしまっている。それならば、もっと日本人に分かりやすい言葉に変えてみてはどうか。例えば、通常教室での配慮事項でなく、その場の状況づくりと捉え直す。担任も、子どもも、できる状況（理解できる状況、活動できる状況）づくりをする。お互いが双方向通行の関係性を持つようになれば、教室は、平和となる。

本来、Rational accommodation は、双方向の関係性にあり、双方にとってメリットのある条件で結ばれるもの。それは、教育界だけでなく、社会全般に通じる関係性である。それが合理的配慮と訳されることによって、「配慮」という言葉だけが独り歩きし、一方通行的な関係性を作り上げてしまっている。

（2）主な要因は、馴化の法則

馴化の法則＝物事を繰り返して行っていると、それに馴れ親しみ、変化に対応できなくなり新しいことが出来なくなってしまう法則

① 障害者計画

この計画の創始者たちは、夢のある未来志向の計画（例えば、共生社会の実現をめざす計画）等として作成したと思われる。年を経るに連れ馴化の法則が働き、現在では

障害者基本法（+関連する法律）の定めた施策を実施すること、それに付いた予算を執行する計画に下降してしまった。夢のある計画に戻したいものである。

② ティーチプログラム

原点は、個から出発し、その子の発達や特性・生活実態を的確に把握し、それに基づいて、個に合わせた教育プログラムを作成し、学習を展開する。これが基本であったはずであるが、年を経るに連れ馴化の法則が働き、現在では、既成のプログラムに合わせて学習計画を立て、学習を実施している教育現場が少なくない。馴化の法則は、「人は、安易な方向に流れやすい」という法則でもある。

③ 学習指導要領

特別支援教育は、「個に始まり、個に終わる」と言われている。まずその子の実態（発達・特性・生活実態等）を的確に把握することから始まる。そして個別の指導計画（長期目標+短期目標等）を作成して、実践に入る。その実践を評価し、再び個に戻る。このサイクルで実践が展開される。すなわち、個別の教育的ニーズに基づいた教育が基本である。学習指導要領は、指導計画を作成する時に参考にする標準形である。それがいつの間にか馴化の法則により、指導計画を作成する際の基準となってしまった。「・・・は、学習指導要領によれば」というような表記が目立つようになった。論理の根拠を学習指導要領に求めている姿である。既成の物に頼れば、指導計画の作成は楽になる。「個に始まり、個に終わる」の精神は、どこに行ってしまったのか？

④ 支援費制度

登場したときは、この制度は、措置費制度から契約制度への脱皮だ。施設から地域への施策を支える基本となるものだ。と大いに期待されたものである。ところが前制度より良くなったところも多々あったのだが、「障害」の程度を数値化することしたこと、「支援」の程度を金銭化したことにより、年を経るにつれ、怪しくなっていく。「障害者」を数値化、金銭化したことにより、世の中の「障害者」への見方が「者」から「物」へ変容したような気がする。まるで、ミダス王の呪いのように手に触れる物、全てが黄金になってしまうような？「障害者」を「物」としてしか扱っていなければ出来ないようなすごい事件を起こした会社経営の施設が出てきてしまった。

「障害者」という言葉は、昔からある「障害」ある人々に浴びせられてきた差別ある言葉を乗り越える新しい概念として期待されて登場してきた。世のホープであった言葉が何故、呪縛された言葉に変質しまったのか？もう一度、整理してみよう。

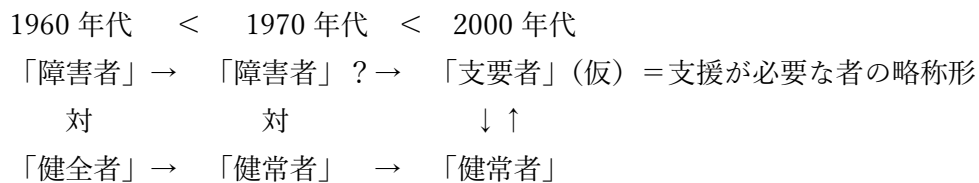
障害者という言葉が使われ出したころは、障害者=a person with disabilities であったがいつの間にか、a person が抜け落ちてしまった。日本語の曖昧さによるものと考えられる。それでも障害者=with disabilities の「with～」が継続された運動もあった。全員就学から差別解消法等に至る運動は、その証左である。一方で、改良された制度や施策でも安定期に入り、繰り返し施行されていると、諸般が定式化し、数値化されてくる。すると馴化の法則

が働くようになる。その過程で障害者＝「障害」と括られてしまい（「障害者」＝ disabilities）その言葉が一般化していき、それがコモンセンス化していく。次に、起こる現象として「障害者」の諸施策が定式化・数値化していったため「障害者」/「健全者」という二つの層を作り出し、「障害者+その周辺の人々」という層が固まっていく。続いて「障害者」の層のみ下降し、重い層となって沈殿していく。前提言のサブチャンネル化現象は、これに該当する。このように「障害者」という言葉は、呪縛される言葉に変質していった。

4. 「障害者」という言葉の呪縛を超えて

前述の障害者に対応する言葉が健全者から「健全者」と変わったときに、「障害者」という言葉も改めるべきだった。というところに、論点を戻してみよう。

図式すると、つぎのようになる。



*可逆性のある概念に変換すべきであった。

この図式は、現在だから発想できる用語の使い方であって、当時は、筆者を含めて殆どの人が気付かなかったことである。その反省の上になんて、論を進めて行こう。

(1) 社会保障上の「障害区分」について

日本で使用されている「障害区分」は、「知的障害」「身体障害（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由）」「精神障害」等である。この概念は、「障害」という言葉を使っているのので、その人の一部あるいは特性・属性を表しており、現時点では特に問題はないと思われる。が継続して使用していると、前述の馴化の法則が働く可能性が大いにある。その概念の意味が変質していくことが予測されるので、将来を見据え、改革する方向が良い。例えば

- ・「知的障害」（知的障害のある人） → 知的要支援者
- ・「身体障害」（身体的障害のある人） → 身体的要支援者
- ・「精神障害」（精神的障害のある人） → 精神的要支援者 などは、いかがか。

2024年パリ・パラリンピック関連記事の中で、「要支援者」という言葉が使われている。最近、パラリンピックの世界では、多く使われるようになってきている。

行政の立場でも「障害」という言葉は、使わずに済むので安心ではないか。

(2) 新しい価値観・人間観こそ

共生社会の実現のためには、新しい人間観に立つ必要がある。そのことを「障害者」という言葉が登場した当時の原点に帰って考える必要がある。登場の背景には、人権運動があり、市民権獲得運動があった。「障害者」という言葉の呪縛から解放されるということは、それ

らの人権運動や市民権獲得運動の延長線上あることを確認しておこう。

まずは「a person with disabilities」から「a person with handicappeds」への意識改革から始めよう。

① ピープル・ファーストの精神

a person を前面に出そう。ピープル・ファーストの精神から「障害者計画」は、「ハンディキャップのある〇〇市民の計画」に、「障害者基本法」は、「ハンディキャップのある日本国民の基本法」に、「障害者雇用促進法」は、「ハンディキャップのある日本国民雇用促進法」等々に改めて行こう。（これには法律の改正が伴う。慎重な議論と粘り強い改革運動の積み重ねが必要である。）ピープル・ファーストの精神で、障害者を取り巻く世界が「サブチャンネル」の世界から、「メインチャンネル」の世界へ改革を求めて行こう。

② ハンディキャップ的な立場から

a person with handicappeds、ハンディキャップ的な視点に立とう。ハンディキャップという言葉を使えば、世の中には、ハンディキャップある人がいる。その人は、要支援者（支援を求めている人）である。そのハンディキャップは（with～）、幼年のため、高齢のため、妊娠のため、病弱のため、知的に、身体的に、精神的に支援が必要な人である。そして人間の中には、「支援の少ない人」と「支援のいる人」がいる。人間には支援の種類と程度の差があるだけだと考える。こう考えると、人間誰でも成りうる連続的で、可変的な概念であることが分かる。ここに至れば「障害者」という固定的な言葉とは無縁となっていく。これで「障害者」という言葉の呪縛を超えたことになる。

筆者の私案だが、次のような言葉は、如何だろうか？一石を投じる。

「支援者」	→	サポーター		「supporter」	（支援ができる人）
			↓↑		*連続的で可逆性のある概念へ
「要支援者」	→	サポーターティスト		「 <u>supportist</u> 」	（支援を要する人）※造語
					<u>*もっとよい言葉があれば、提言して欲しい。</u>

このような新しい価値観・人間観こそ、共生社会の道標となる。

おわりに

共生社会の実現とは、ハンディキャップある人たちと社会全体の人々が共存できる社会を創造することである。故に、ハンディキャップある人たち（H）のみで取り組んでも効果は得られない。それは、社会全体の人々（T）と共に取り組む活動が求められる。

共生社会づくりに（H）と（T）が手と手を取り合い、共同で取り組んで行く中で、諸機関・団体・法人等が連携して活動することは重要である。しかし、ただ連携のみでは、それらが機能的に働くようにならない。組織と組織等が機能的に働くようにするには、それぞれが連動して動くことが必要である。今回は、その連携から連動への変革の根拠、連動することの重要性、連動している事例等々を記述したい。（文責 猪瀬義明）